

【Q 入所児の無断外出での事故】

**Q 児童養護施設への入所児童が無断で外出し近所の小学生に怪我を負わせてしまいました。
施設としてどのように対応したらよいでしょうか。**

A

怪我をした小学生を病院へ搬送するとともに、小学生及び入所児童の保護者、学校、警察へ速やかに事故の報告を行うことが必要です。

当該児童養護施設には、入所している児童を監督する義務があり、事案によっては被

害者に対する損害賠償責任を負わなければならないことも考えられますので（民法714条参照）、当該児童養護施設としては、まずもって、当人をはじめとして現場で実際に監督にあっていた職員等から事情をよく聴き、どのような経緯で事故が起きたかなど事実関係の整理をし、記録化することが必要です。

事故の原因、怪我の程度等にもよりますが、被害者に対しては施設長が出向き陳謝の意を表するなど誠意を示すとともに、治療費、慰謝料の賠償については、具体的な金額の話合いをする前に、加入している損害保険会社とよく相談することが肝要です。保険に加入されていない施設は、弁護士等に相談をしながら相手側と話合いを行うことが重要です。

なお、事故に対する窓口を施設長等管理者に一本化することによって対外的な混乱を防止し、窓口となった者が全ての対応を行うことが必要です。

また、監督義務を果たすという見地から、日頃より入所児童には教育的立場より不法（反社会的）行為に対しての心のもち方を説諭しておくことや職員に対しても入所児童への監督の重要性を説論することも肝要と思われます。

さらに、万一の事故が起った際に、施設としてどのような措置を採ってきたかを第三者に説明できるように、日頃の対策の経過を书面化しておく等の対応が有用と思われます。